

省

令

○厚生労働省令第二十五号  
水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第二十二條の二第一項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和五年三月二十二日  
厚生労働大臣 加藤 勝信

水道法施行規則の一部を改正する省令  
水道法施行規則(昭和三十一年厚生省令第四十五号)の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十七條の二 法第二十二條の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 水道施設の状態を勘案して、適切な時期に、目視又はこれと同等以上の方法その他適切な方法により点検を行うこと。</p> <p>三 前号の点検は、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。)及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等(損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。次項及び第三項において同じ。)にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 水道事業者は、前項第二号の点検(コンクリート構造物及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等に係るものに限る。)を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の</p>	<p>第十七條の二 法第二十二條の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 水道施設の状態を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。</p> <p>三 前号の点検は、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。)にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 水道事業者は、前項第二号の点検(コンクリート構造物に係るものに限る。)を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状がある</p>

損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置(修繕に限る。)を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等を利用しての期間保存しなければならない。

附則  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

告示

○公正取引委員会 告示第一号

消費生活者庁 告示第一号  
不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定に基づき、エキストラバージンオイルの表示に関する公正競争規約を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。  
令和五年二月二十二日  
公正取引委員会委員長 古谷 一之  
消費生活者庁長官 新井ゆたか

第2条 この規約において「エキストラバージンオイル」とは、オリーブの果実のみから、機械的又は物理的手段によつて、特に温度による油脂の変化を生じさせない条件により得られる油脂であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 水洗、チカンチンジョン、遠心分離及びろ過以外の処理をしていない油であること。
- (2) エキストラバージンオイルの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定める規格及び基準に合致していること。

- 2 この規約において「事業者」とは、エキストラバージンオイルを製造し、加工し、輸入し、又は販売する事業者であつて、この規約に参加する者をいう。
- 3 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するエキストラバージンオイルの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。

- (1) 商品、容器包装(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。)による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(サインレタトメール、フナクシミニ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)

- 四 認定の理由  
エキストラバージンオイルの表示の実態及び規約の内容を検討した結果、当該規約は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記  
Hキヌトラバージンオイルの表示に関する公正競争規約(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第31条第一項の規定に基づき、エキストラバージンオイルの取引につ

(3) ホスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は美観による広告

(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は放送機による放送を含む。）、映画、演劇又は電光による広告

(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、エキストラバージョンオリジナルの容器包装に、次に掲げる事項を、それぞれ施行規則に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) グレード
- (3) 原材料名
- (4) 原料原産地名
- (5) 内容量
- (6) 賞味期限
- (7) 保存の方法
- (8) 原産国名
- (9) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- (10) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

2 事業者は、エキストラバージョンオリジナルの容器包装に、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したものの）の量及び熱量を、施行規則に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。

3 事業者は、エキストラバージョンオリジナルの容器包装に、次に掲げる事項を、それぞれ施行規則に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。

- (1) 容器包装の分別回収のための識別表示
- (2) アレルゲンコンタミの注意喚起表示（特定事項の表示基準）

第4条 事業者は、エキストラバージョンオリジナルについて、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

- (1) 特色ある原材料等に関すること。
- (2) 栄養成分の量の表示（第3条第2項の規定に基づく表示を除く。）に関すること。

- (3) 栄養成分の強調表示に関すること。
  - (4) その他の特定事項の表示に関すること。
  - (5) 使用上の注意に関すること。
- （その他の表示事項等）

第5条 日本オリジナル公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前一条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は当該事項の表示基準を施行規則により定めることができる。

（不当表示の禁止）

第6条 事業者は、エキストラバージョンオリジナルの取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- (1) エキストラバージョンオリジナルでないものをエキストラバージョンオリジナルであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 合理的な根拠がないにもかかわらず、第4条に規定する特定事項又は前条に規定する表示を行うことにより、当該商品の品質又は製造方法が実態のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (3) 原材料の産地又はエキストラバージョンオリジナルの原産国について誤認されるおそれがある表示
- (4) 健康又は美容に効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示
- (5) エキストラバージョンオリジナルの商品名、商標、意匠その他の事項について、自己と競争関係にある他の事業者の製造又は販売に係るものと同一の又は著しく類似した表示

- (6) 賞又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞し、又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示
- (7) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗し、又はこれらの信用を毀損するような表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実態のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

（過大包装の禁止）

第7条 事業者は、エキストラバージョンオリジナルの取引に関し、内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器包装を用いてはならない。

（業務用製品）

第8条 飲食店等で使用される業務用製品においても、原則としてこの規約に従うものとする。ただし、表示事項、表示方法は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に従うことができる。

（会員証紙）

第9条 事業者は、この規約に従い適正な表示をしていないエキストラバージョンオリジナルの容器包装等の見やすい場所に「会員証紙」を表示することができる。

（苦情等の整備）

第10条 事業者は、第4条に規定する特定事項又は第5条に基づき施行規則で規定する事項を表示する場合は、エキストラバージョンオリジナルの原材料、製造方法等の事項について記載し、又は記録した書類等を作成し、これを当該表示に係る商品を出荷した日から賞味期限終了時まで保存しなければならない。

（公正取引協議会の設置）

第11条 この規約の目的を達成するため、公正取引協議会を設置する。この規約に参加する事業者及び事業者団体をもって構成する。

（公正取引協議会の事業）

第12条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 事業者に対する情報提供に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

（違反に対する調査）

第13条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで、第9条又は第10条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。

2 公正取引協議会に参加する事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないうときは3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第14条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで、第9条又は第10条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施する旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分を求め、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を速滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第15条 公正取引協議会は、第13条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(施行規則の制定)  
 第16条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。

2 前項の施行規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

附 則

1 この規約は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。ただし、第3条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、告示の日から起算して2年を経過した日から施行する。

2 原料原産地名に関する事項のうち、令和4年3月31日までに製造され、又は加工されたエキストラバージンオリーブオイルに係る表示については、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第六十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三三号。以下「令」という。)(第四十三條第二項、第四十四條第二項及び第四十五條第二項の規定に基づき、令和四年に発生した災害に係る令第四十三條第一項の地域、令第四十四條第一項の市町村及び令第四十五條第一項の地域を次のように告示する。  
 令和五年三月二十二日  
 総務大臣 松本 剛明

- 一 令第四十三條第一項の地域  
 (一) 同項第一号に該当する地方公共団体の区域  
 都道府県名 郡名 市町村名  
 青森県 西津軽 深浦町  
 岩手県 九戸 九戸村  
 山形県 西置賜 飯豊町  
 新潟県 岩船 関川村  
 宮崎県 西臼杵 日之影町、五ヶ瀬町  
 (二) 同項第二号に該当する地方公共団体の区域  
 都道府県名 郡名 市町村名  
 岩手県 岩手 岩手町  
 山形県 東置賜 川西町  
 北海道 瀬棚 今金町  
 青森県 弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市

- 西津軽 鯉ヶ沢町、深浦町  
 南津軽 大鰐町  
 上北 六戸町  
 紫波 久慈市、奥州市  
 宮城 紫波町  
 秋田 松島町  
 山形 大仙市  
 南秋田 五城目町  
 長井市  
 東置賜 川西町  
 西置賜 飯豊町  
 福島 二本松市  
 耶麻 西会津町  
 相馬 新地町  
 新潟 村上市、胎内市  
 東蒲原 阿賀町  
 岩船 関川村  
 石川 金沢市  
 福井 勝山市  
 長野 上水内 小川村  
 岐阜 郡上市  
 鳥取 鳥取市  
 山口 柳井市  
 高知 香美市  
 福岡 朝倉市、糸島市  
 佐賀 唐津市  
 大分 中津市、佐伯市、白杵市、宇佐市  
 宮崎 九重町  
 玖珠 宮崎市、延岡市、小林市  
 北諸 北諸町  
 鹿児 三股町  
 西臼 日之影町、五ヶ瀬町  
 霧島 霧島市、志布志市  
 鹿児島 鹿児島市

- 岩手 紫波町  
 宮城 松島町  
 秋田 五城目町  
 山形 長井市  
 福島 川西町  
 新潟 飯豊町  
 相馬 西会津町  
 新潟 新地町  
 東蒲原 村上市、胎内市  
 阿賀町  
 石川 関川村  
 福井 金沢市  
 長野 勝山市  
 鳥取 小川村  
 山口 柳井市  
 大分 赤村  
 宮崎 中津市、佐伯市、白杵市、宇佐市  
 九重町  
 延岡市、小林市  
 西津軽 霧島市、志布志市  
 霧島市、志布志市  
 山形 飯豊町  
 新潟 飯豊町  
 岩船 飯豊町  
 福井 飯豊町  
 南条 飯豊町  
 南越前 飯豊町

○総務省告示第六十九号  
 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第四十三條第四項の規定に基づき、令和四年に発生した災害に係る同条第一項の地方公共団体を次のように告示する。  
 令和五年三月二十二日  
 総務大臣 松本 剛明

○文部科学省告示第二十五号  
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第七十八條第一項の規定に基づき、令和五年三月二十二日をもって次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定したので、同条第二項において準用する同法第二十八條第一項の規定に基づき告示する。  
 令和五年三月二十二日  
 文部科学大臣 永岡 桂子

名称及び員数	内 容	所有者	所有者の住所
陸前高田の漁撈用具 三、〇二八点	漁撈用具 三、〇二八点	陸前高田市	岩手県陸前高田市高田町字下和野一〇〇〇

○文部科学省告示第二十六号  
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第七十八條第一項の規定に基づき、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。  
 令和五年三月二十二日  
 文部科学大臣 永岡 桂子

名 称	所 在 地	保 護 団 体
川野車人形	東京都西多摩郡奥多摩町	小河内郷土芸能保存団体協議会
石鍬黒茶の製造技術	愛媛県西条市	石鍬黒茶製造技術保存会